

第153回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

第153期事業報告

1. 企業集団の現況に関する事項
 - (6) 主要な事業内容
 - (7) 主要な営業所及び工場
 - (8) 従業員の状況
4. 会社の新株予約権等に関する事項
5. 会計監査人に関する事項
6. 会社の体制及び方針

連結計算書類

連結株主資本等変動計算書
連結注記表

計算書類

株主資本等変動計算書
個別注記表

(2016年4月1日から2017年3月31日まで)

関西ペイント株式会社

上記の書類につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、当社ウェブサイト (<http://www.kansai.co.jp/finance/index.html>) に掲載することにより、株主の皆様提供しております。

1. 企業集団の現況に関する事項

(6) 主要な事業内容

塗料及び塗料関連製品とこれらに関する機器装置類の製造、販売、設計及び塗装の監理等

(7) 主要な営業所及び工場

関西ペイント株式会社	本店	兵庫県尼崎市神崎町33番1号
	本社事務所	大阪市中央区今橋二丁目6番14号
	事業所	栃木県鹿沼市、東京都大田区、神奈川県平塚市、愛知県みよし市、兵庫県尼崎市、兵庫県小野市、北九州市
	開発センター	神奈川県平塚市
関西ペイント販売株式会社	本社	東京都大田区
	営業所	仙台市、東京都大田区、名古屋市、大阪市、福岡市
久保孝ペイント株式会社	本社・工場	大阪市
	営業所	さいたま市、名古屋市、大阪市、福岡市
日本化工塗料株式会社	本社・工場	神奈川県高座郡
	営業所	神奈川県高座郡
株式会社カンペハピオ	本社	大阪市
	工場	兵庫県尼崎市、兵庫県小野市
	営業所	東京都大田区、愛知県清須市、大阪市、福岡市
カンペ商事株式会社	本社	東京都大田区
	営業所	群馬県高崎市、東京都大田区、名古屋市、大阪市
株式会社K A T	本社	横浜市
	営業所	茨城県結城市、東京都西多摩郡、神奈川県高座郡、北九州市
関西ペイントマリン株式会社	本社	東京都大田区
	営業所	東京都大田区、広島県尾道市、福岡市
A N N A G A B S . A .	本社	ルクセンブルク
KANSAI PLASCON AFRICA LTD.	本社・工場	南アフリカ
KANSAI NEROLAC PAINTS LTD.	本社・工場	インド
PT.KANSAI PRAKARSA COATINGS	本社・工場	インドネシア
KANSAI PAINT ASIA PACIFIC SDN.BHD.	本社・工場	マレーシア
U.S. PAINT CORPORATION	本社・工場	米国
KANSAI ALTAN BOYA SANAYI VE TICARET A.S.	本社・工場	トルコ
THAI KANSAI PAINT CO.,LTD.	本社・工場	タイ
KANSAI RESIN (THAILAND) CO.,LTD.	本社・工場	タイ
台湾関西塗料股份有限公司	本社・工場	台湾
P.T. KANSAI PAINT INDONESIA	本社・工場	インドネシア
SIME KANSAI PAINTS SDN.BHD.	本社・工場	マレーシア

- (注) 1. 2016年11月に株式会社カンペハピオが関東営業所をさいたま市から東京都大田区へ移転しました。
 2. 2016年11月にカンペ商事株式会社が高崎営業所を群馬県高崎市に開設いたしました。
 3. 2016年4月に株式会社KATが茨城営業所を茨城県結城市に開設いたしました。
 4. 2017年1月にNKMコーティングス株式会社は関西ペイントマリン株式会社に社名変更いたしました。

(8) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

従業員数（前期末比増減）
14,828名（2,337名増）

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、グループ外への出向者を含んでおりません。
 2. 従業員数には、使用人兼務役員及び臨時従業員は含みません。

② 当社の従業員の状況

従業員数（前期末比増減）	平均年齢	平均勤続年数
1,471名（1名増）	40.7才	17.9年

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、当社外への出向者を含んでおりません。
 2. 従業員数には、臨時従業員は含みません。

4. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 2016年6月1日開催の取締役会決議に基づき発行した2019年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債

1. 転換社債型新株予約権付社債の内容	
社債の総額	400億円
利率	0.00%
社債の発行日	2016年6月17日
償還の期日	2019年6月17日
2. 新株予約権の内容	
社債に付された新株予約権の総数	4,000個
新株予約権の目的である株式の種類と数	<ul style="list-style-type: none">・新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。・新株予約権の目的である株式の数は、新株予約権に係る社債の金額の総額を転換価額2,663円で除して得られる数とする。
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに払込は要しない。
新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額	<ul style="list-style-type: none">・新株予約権の行使に際しては、新株予約権に係る社債を出資するものとし、当該社債の価額は、その額面金額と同額とする。・転換価額は2,663円とする。
新株予約権の行使期間	2016年7月1日から2019年6月3日まで (行使請求受付場所現地時間)
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。

(2) 2016年6月1日開催の取締役会決議に基づき発行した2022年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債

1. 転換社債型新株予約権付社債の内容	
社債の総額	600億円
利率	0.00%
社債の発行日	2016年6月17日
償還の期日	2022年6月17日
2. 新株予約権の内容	
社債に付された新株予約権の総数	6,000個
新株予約権の目的である株式の種類と数	<ul style="list-style-type: none">・新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。・新株予約権の目的である株式の数は、新株予約権に係る社債の金額の総額を転換価額3,217円で除して得られる数とする。
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに払込は要しない。
新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額	<ul style="list-style-type: none">・新株予約権の行使に際しては、新株予約権に係る社債を出資するものとし、当該社債の価額は、その額面金額と同額とする。・転換価額は3,217円とする。
新株予約権の行使期間	2016年7月1日から2022年6月3日まで (行使請求受付場所現地時間)
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

①	当社が支払うべき報酬等の額	123百万円
②	①の合計額のうち、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務の対価として支払うべき報酬等の合計額	55百万円
③	①の合計額のうち、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務以外の業務の対価として支払うべき報酬等の合計額	67百万円
④	当社子会社が支払うべき報酬等の額	9百万円
⑤	当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	133百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、②に記載の金額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積の算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

3. 当社の重要な子会社のうち、ANNAGAB.S.A.、KANSAI PLASCON AFRICA LTD.、KANSAI NEROLAC PAINTS LTD.、PT.KANSAI PRAKARSA COATINGS、KANSAI PAINT ASIA PACIFIC SDN.BHD.、U.S. PAINT CORPORATION、KANSAI ALTAN BOYA SANAYI VE TICARET A.S.、THAI KANSAI PAINT CO.,LTD.、KANSAI RESIN (THAILAND) CO.,LTD.、台湾関西塗料股份有限公司、P.T.KANSAI PAINT INDONESIA、SIME KANSAI PAINTS SDN.BHD.は、当社の会計監査人以外の監査法人の法定監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、有限責任 あずさ監査法人に対して、国内及び海外案件における専門的業務等について対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、監査役会において会計監査人の再任の適否について毎期検討するとともに、当該会計監査人が会社法第340条第1項各号に定められている項目に該当する場合は、監査役全員の同意に基づき、監査役会が当該会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初の株主総会においてその旨及びその理由を報告いたします。また、その他、監査業務に重大な支障を来す事態が生じた場合、監査役会は会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6. 会社の体制及び方針

(1) コーポレート・ガバナンスの状況

1. 基本的な考え方

当社グループは、「顧客に満足される製品及びサービスを提供することによって社会に貢献する」ことを経営の基本理念としております。当社グループのコアビジネスである塗料事業を通じて、顧客の満足を得ることが当社グループの存立基盤であり、その実現によって「利益」がもたらされることによる企業価値の向上が、株主をはじめとする取引先、従業員、地域社会等、当社グループのステークホルダーに貢献しうると考えております。

コーポレート・ガバナンスは、企業価値の向上を継続的に実現するために、重要な経営課題と位置づけており、企業活動の基軸として定めた「利益と公正」を当社グループの役員及び全従業員に浸透・実行させるため、諸施策を講じて充実を図っております。

2. 企業統治の体制

- ① 当社では、執行役員制度を導入し、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離することにより職務責任を明確化するとともに、経営環境の変化に迅速かつ柔軟に対応する体制としております。
- ② 当社では、取締役及び執行役員の職務権限と担当業務、会議体の開催と付議基準などを明確にするとともに、意思決定の妥当性を高める体制としております。
- ③ 取締役会は、原則月1回開催し、経営方針や法令、定款及び取締役会規程に定められた重要事項について審議し、決議しております。取締役9名のうち2名が社外取締役であり、男性8名・女性1名（社外取締役）の構成です。なお、本定時株主総会において取締役選任議案が承認可決されますと、取締役会の構成は、合計10名となり、うち2名が社外取締役、男性9名、女性1名となります。
- ④ 当社では、会社あるいはグループに影響を及ぼす重要な業務や経営に係る重要課題は、その執行方針について、社長が議長を務める経営会議において多面的に十分な事前審議を行ったのち、取締役会の決議を経て実施する体制としております。
- ⑤ 代表取締役及び執行役員は、中期経営計画及び年度予算を策定し経営目標を定め、それに基づく月次、四半期業績の管理を行うとともに、業務執行の進捗状況を取締役に報告しております。

3. コーポレートガバナンス・コードへの取組

当社におけるコーポレートガバナンス・コード各原則への取組は当社ウェブサイトに掲載しております。詳細は「コーポレートガバナンス・コードに対する当社の方針及び取組」 (<http://www.kansai.co.jp/finance/index.html>) をご参照ください。

(2) 業務の適正を確保するための体制（内部統制システムの概要）

当社は、事業活動の推進に当たり適法性・効率性の確保並びにリスクの管理に努めるとともに、法令等の改正、社会経済その他環境の変化に応じて見直しを行い、内部統制システムの改善・充実を図ってまいります。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、コンプライアンス（法令・企業倫理・社内規程等の遵守）が企業の存続に必要な不可欠であるとの認識のもと、「利益と公正」を企業活動の基軸（価値判断の基本尺度）として掲げ、全ての役職員が高い倫理観をもって行動し、信頼される経営体制の確立に努めております。
- ② 当社は、コンプライアンスの実効性確保のため、社長を委員長とする経営監視委員会を設置し、内部統制の強化に努め、企業活動に伴うリスクを継続的に監視しております。
- ③ 当社取締役は、この経営体制の確立のため、倫理規程、企業行動規範、企業行動基準にしたがい、コンプライアンスを率先垂範するとともに、これらを社内に周知徹底し、啓蒙を推進することにより、違法行為、不正の未然防止や適法性の確保に努め、コンプライアンスの徹底を図っております。
- ④ 当社では、コンプライアンス体制を整備するとともに、社長直轄の審査室が定期的に内部監査を実施し、その結果を、社長及び監査役に適宜報告することにしております。
- ⑤ 当社では、企業行動規範において反社会的勢力とはいかなる関係も持たないことを明言し、企業行動基準において不当な要求に対してはこれを毅然として拒絶し、組織的に対応するなどの社内体制を整備し、取締役、執行役員、使用人に周知徹底しております。
- ⑥ 当社では、コンプライアンスに関する相談や不正などの通報のために、相談窓口(ホットライン)を設置し、通報者の保護を徹底した内部通報制度を運用しております。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 当社では、取締役の職務執行に係る情報については、管理基準・管理体制を整備し、法令及び社内規程に基づき適正に記録、保存及び管理を行うとともに、取締役及び監査役が随時閲覧できる体制としております。
- ② 当社は、法令または取引所開示規則に基づき、必要な情報は開示しております。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社では、危機の現実化を未然に防止するため、経営監視委員会にリスク情報を集約し適切な対応を図るとともに、不測の事態が発生した場合において適正な対応を図るべく、危機管理規程、対応マニュアル等を策定し、組織横断的なリスク管理を行う体制としております。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社では、執行役員制度を導入し、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離することにより職務責任を明確化するとともに、経営環境の変化に迅速かつ柔軟に対応する体制としております。
- ② 当社では、取締役と執行役員の職務権限と担当業務、会議体の開催と付議基準などを明確にし、意思決定の妥当性を高める体制としております。
- ③ 取締役会は、原則月1回開催し、経営方針、法令、定款及び取締役会規程に定められた重要事項について審議し、決議しております。
- ④ 当社では、会社あるいはグループに影響を及ぼす重要な業務や経営に係る重要課題は、その執行方針について、社長が議長を務める経営会議において多面的に十分な事前審議を行ったのち、取締役会の決議を経て実施する体制としております。
- ⑤ 代表取締役及び執行役員は、中期経営計画及び年度予算を策定し経営目標を定め、それに基づく月次、四半期業績の管理を行うとともに、業務執行の進捗状況を取締役に報告しております。

5. 当該株式会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社では、社内規程に基づき、子会社各々の責任者（以下、「責任者」という。）を定め、各会社の管理を適切に行っております。
- ② 当社では、子会社の取締役等の職務の執行に係る事項のうち、当社の規程により報告が必要な事項は、責任者より当社取締役会に報告し、決議を経て対応する体制としております。
- ③ 当社では、子会社の危機の現実化を未然に防止するため、当社取締役会に必要な情報を集約し、適切な対応を図るとともに、子会社の経営に重大な影響を与える事項については、責任者より当社取締役会に報告し、決議を経て対応する体制としております。
- ④ 当社は、相互協力関係の強化、支援等を目的として、必要に応じ当社から子会社に対し取締役を派遣し当社の経営会議決定事項に関し責任者と連携し子会社に周知徹底を図り、子会社取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保する体制としております。
- ⑤ 当社では、子会社役職員の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するため、子会社役職員に対し高い倫理観をもって行動し、信頼される経営体制の確立に努めるよう企業行動基準等により周知徹底を図っております。
- ⑥ 連結対象子会社については、当社監査役が定期的に監査を実施するとともに、主要な関係会社については取締役または監査役を派遣し、業務の適正を確保する体制としております。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社では、監査役の職務が円滑かつ適正に遂行できるように、特定の審査室員が職務を補助するものとしております。

7. 前号6. の使用人の取締役からの独立性及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社では、監査役の職務の補助を行っている使用人の人事異動、人事考課、懲戒等については、監査役の意見を聴取し、これを尊重しております。また、当該使用人に対する監査役の指示の実効性が制限・制約される事象が生じている場合は、監査役は代表取締役または取締役会に対し必要な要請を行うこととしております。

8. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ① 監査役は、取締役会のほか、経営会議等に参加し、重要な報告を受ける体制としております。
- ② 取締役及び使用人は、監査役から求められた事項及び特に重要な事実を監査役に直接報告することとしております。また、監査役の要求があった場合には、必要な資料を添えて説明することとしております。
- ③ 監査指摘事項については、取締役及び使用人が遅滞なく、報告を行うこととしております。

9. 子会社の取締役、監査役及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制

- ① 監査役は、取締役会のほか、経営会議等に参加し、子会社に関する必要な報告を受ける体制としております。
- ② 監査役は、前項の報告の体制が適切に構築・運用されているかを監視し、検証しております。

10. 前号8. 及び9. の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

前号8. 及び9. の報告の内容は、監査役が適宜確認しており、報告者の不利な取扱いの禁止は明文化されております。

11. 監査役職務の執行について生じる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生じる費用または債務の処理に関する事項

監査役職務の執行について生じる費用または債務は、監査役の請求にしがい会社が負担することを明文化しております。

12. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 代表取締役及び監査役会は、監査上の重要課題等について意見交換を行うため、定期的な会合をもっております。
- ② 監査役は、会計監査人と定期的に会合を持ち、意見及び情報の交換を行うとともに、必要に応じて会計監査人に報告を求めています。

- ③ 審査室は、監査役と緊密な関係を保つとともに、監査役の求めに応じて調査に協力することを社内規程に定め、監査役監査の実効性及び効率性の確保を図っております。

(3) 業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）の運用状況

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は次のとおりであります。

① コンプライアンスに対する取組の状況

当社では、法令遵守はもとより、企業としての社会的責任を果たすため、「倫理規程」、「企業行動規範」、「企業行動基準」を制定し、「利益と公正」を企業活動の基軸とする行動指針を明確に打ち出しています。

また、全役職員に「企業倫理ポケットブック」を配布するとともに、継続的にコンプライアンス教育を実施し、コンプライアンス意識の向上に努めています。コンプライアンス違反に対しては、相談窓口を設置し、正確な情報収集と開示により、適正に対処しております。

② 損失の危機の管理に対する取組の状況

当社では、経営に重大な影響を及ぼす危機への対応や予防の徹底を図るため、危機管理委員会を設置するとともに、想定される各種の危機に対応するため、「危機管理規程」、「危機管理基本マニュアル」を制定し、危機管理体制を構築しています。また、事業の業態や特性などを考慮して抽出した危機に備え「危機対応マニュアル」を準備し、国内外を問わず、各種のリスク情報をいち早く入手して、状況の把握と適切な対応を講じるべく、危機管理体制の運用と維持に努めております。

③ 取締役の職務の執行の効率性の確保に対する取組の状況

当社では、会社あるいはグループに影響を及ぼす重要な業務や経営に係る重要課題は、その執行方針について、社長が議長を務める経営会議において多面的に十分な事前審議を行ったのち、取締役会の決議を経て実施しております。取締役会には監査役及び社外監査役が出席し、取締役の職務執行につき必要な意見を述べております。

④ 子会社の業務の適正性の確保に対する取組の状況

当社では、子会社の取締役等の職務の執行に係る事項のうち、報告が必要と定めた事項は、任命された子会社各々の責任者より当社取締役会に報告され、決議を経て対応しております。また、監査役は子会社の業務の適正を確保するための体制に関し、内部統制システムの構築・運用の状況を監視し検証しております。

(4) 会社の支配に関する基本方針

① 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容

当社グループは、「顧客に満足される製品及びサービスを提供することによって社会に貢献する」ことを経営の基本理念としております。即ち、当社グループのコアビジネスである塗料事業を通じて、顧客の満足を得ることが当社グループの存立基盤であり、その実現により社会に貢献し、企業価値を向上させることが、株主をはじめとする取引先、従業員、地域社会等、当社グループのステークホルダーに貢献しうると考えております。

したがって、当社では、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、この基本理念を理解したうえで様々なステークホルダーとの信頼関係を維持し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を、継続的に確保・向上させていく者でなければならないと考えております。

逆に、上記基本理念を理解せず、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損する者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えております。

② 基本方針の実現に資する取組

当社グループは上記基本理念のもと、創業以来、一貫して塗料についての製品開発を行い事業を営んでまいりました。その結果、当社グループは、自動車をはじめとする各種工業製品、建築、建造物、船舶等幅広い分野のお客様との良好な関係を構築するにいたっており、このようなお客様との関係は、当社グループにとって最も重要な財産の一つであります。

当社グループは、これまで、基本理念の実現を志向して事業の発展に努めてまいりましたところ、当期は、以下の重点方針を掲げて事業活動を展開してまいりました。

(a) グローバル化の加速

成長期待の高い新興国を中心とする海外事業について、市場ニーズへの対応とコスト・品質・機能の最適化により競争力を強化し、既存事業の市場における地位を確固たるものとしていくとともに、プレゼンスを一層高める。加えて、安定した成長が見込める先進国市場を含む未参入地域・分野での事業参入をすすめ、事業拡大を加速し、連結業績への貢献度を一段と高める。

また、様々な事業分野及び地域展開を行うことにより獲得・保有した製品ラインナップ、ビジネスノウハウなどを有効活用することにより、事業参入並びに競争力強化を加速させる。

(b) 収益力の向上

海外においては、事業規模の拡大及び効率向上により、一層の利益拡大を図る。国内については、組織や業務の効率化、最適化によるトータルコストの低減を通じて生産性向上を図ることにより事業競争力を強化し、シェアの維持・拡大と、収益力向上を図る。

(c) グループ経営基盤の強化

グローバル化の加速に対応し、かつさらなる加速につなげるため、当社グループを統括するとともに、連携を高め、当社及びグループ各社に利益をもたらす経営基盤となるヘッドクォーター機能を確立し、その機能推進を図る。その機能推進を通じ、グループ各社及び各地域における事業を一層強化するとともに、

グループ内における経営資源の共有化と有効活用を行うことで、シナジー効果を創出し、当社グループの利益を極大化する。

(d) 企業の社会的責任の推進

資源を保護し、環境を守り、豊かな社会を建設・持続させるという塗料本来の使命を十分に自覚し、レスポンシブル・ケア宣言に基づいた、環境・安全・健康問題に対してより総合的な見地から地球環境保全の取組を継続する。また、コンプライアンスの徹底、社会的貢献活動及び的確な情報開示を推進し、企業としての社会的責任を誠実に果たす。

今後とも、上記(a)～(d)を実行することにより、継続的な企業価値向上と株主共同の利益の維持、拡大に努めてまいります。

③ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組

当社は、2007年6月28日開催の第143回定時株主総会において、株主の皆様のご承認をいただき、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株式の買付行為、または特定株主グループの議決権割合が結果として20%以上となる当社株式の買付行為に関する対応方針として、「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針」いわゆる買収防衛策を導入し、その後2年毎に定時株主総会において、株主の皆様のご承認をいただき、これを継続しております。

本対応方針は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、(a)大規模買付者に対して、事前に必要かつ十分な情報の提供を求め、(b)株主の皆様が適切に判断するために必要な情報や時間、あるいは当社取締役会による代替案の提示を受ける機会を確保したうえで、(c)大規模買付行為がなされた場合の対応方針として、当社取締役会から独立した独立委員会の勧告を最大限尊重するかたちで、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しないなど、当該買付行為が当社企業価値及び株主共同の利益を著しく損なう場合には、対抗措置として新株予約権の無償割当てを行うことを内容としています。

なお、本対応方針の詳細につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.kansai.co.jp/finance/index.html>) に掲載の「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）の継続について」をご参照ください。

④ 上記取組に対する当社取締役会の判断及びその理由

②の取組は、まさに当社の基本方針を具体化したものであり、当社役員の地位の維持を目的とするものではなく、当社の株主共同の利益に資するものであります。

また、③の取組は、

- (a) 株主の皆様が適切に判断するために必要な情報や時間、代替案の提示を受ける機会を確保すること等を可能とすることによって、当社企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されていること。
- (b) 株主総会での導入・廃止、2年間という有効期間の設定など、その導入・消長の場面において、株主の皆様のご意向が反映される仕組みとなっていること。
- (c) 独立委員会は3名以上の社外有識者により構成され、独立した第三者の助言を受けることができるとされていること、当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かを決定するに当たって、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとされていることなど、独立性の高い独立委員会により、当社取締役会が恣意的に対抗措置の発動を行うことのないよう厳しく監視することによって、当社企業価値及び株主共同の利益に資する範囲で本対応方針の運用が行われる仕組みが確保されていること。
- (d) 大規模買付行為に対する対抗措置は、あらかじめ定められた合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ発動されないように設計されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みが確保されていること。
- (e) 買収と無関係の株主に不測の損害を与えるものではないこと。
- (f) 取締役の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策ではないこと。

などから、企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則及び必要性・相当性確保の原則を充足しており、高度の合理性を有しております。よって、当社役員の地位の維持を目的とするものではなく、当社の基本方針に沿い、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであります。

連結株主資本等変動計算書

(2016年4月1日から
2017年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 余 本 金	利 余 益 金	自 己 株 式	株 主 資 本 計
当連結会計年度期首残高	25,658	18,896	200,096	△5,077	239,574
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当			△5,379		△5,379
親会社株主に帰属する当期純利益			24,168		24,168
自己株式の取得				△20,011	△20,011
自己株式の処分		0		0	0
連結子会社株式の取得による増減		△4,474	△4		△4,479
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)					
当連結会計年度変動額合計	-	△4,474	18,784	△20,011	△5,701
当連結会計年度末残高	25,658	14,421	218,880	△25,088	233,872

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					非 支 配 分 株 主 持 分	純 資 産 計 合
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額	他 社 債 券 価 値 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退 職 給 付 係 累 算 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額		
当連結会計年度期首残高	25,424	△10,545		785	15,664	38,665	293,903
当連結会計年度変動額							
剰余金の配当							△5,379
親会社株主に帰属する当期純利益							24,168
自己株式の取得							△20,011
自己株式の処分							0
連結子会社株式の取得による増減							△4,479
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)	5,805	△2,003		9	3,811	4,151	7,963
当連結会計年度変動額合計	5,805	△2,003		9	3,811	4,151	2,261
当連結会計年度末残高	31,229	△12,548		794	19,475	42,817	296,165

連結注記表

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結子会社の数 108社
主要な連結子会社の名称 関西ペイント販売株式会社
ANNAGAB S.A.
KANSAI PLASCON AFRICA LTD.
KANSAI NEROLAC PAINTS LTD.
PT.KANSAI PRAKARSA COATINGS
- 連結の範囲の変更 当連結会計年度から、新たに株式を取得したことによりANNAGAB S.A.及びそのグループ会社 (HELIOS GROUP) 38社、U.S. PAINT CORPORATION等を連結の範囲に含めております。
- (2) 当連結会計年度の連結子会社の変動は、次のとおりであります。
(増加) 47社 ANNAGAB S.A.及びそのグループ会社 (HELIOS GROUP) 38社、
U.S. PAINT CORPORATION 他6社 (取得による増加)
KANSAI PLASCON KENYA LTD. (新規設立による増加)
(減少) 1社 PLASCON CAPE (PTY) LTD. (清算による減少)
- (3) 非連結子会社の数 12社
主要な非連結子会社の名称 アルテック株式会社
連結の範囲から除いた理由 非連結子会社は、いずれも小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純利益 (持分に見合う額) 及び利益剰余金 (持分に見合う額) は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法適用の非連結子会社または関連会社の数 41社
主要な非連結子会社または関連会社の名称 株式会社扇商會
POLISAN KANSAI BOYA SANAYI VE TICARET A.S.
湖南湘江関西塗料有限公司
中遠関西塗料 (上海) 有限公司
- 持分法の適用の範囲の変更 当連結会計年度から、新たに株式を取得したことによりPOLISAN KANSAI BOYA SANAYI VE TICARET A.S.等を持分法適用の範囲に含めております。
- (2) 持分法適用に関する特記事項
持分法適用会社のうち、事業年度が連結会計年度と異なる会社については、各社の事業年度に係る計算書類を使用しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、ANNAGAB S.A.他85社の在外連結子会社及び関西ペイントマリン株式会社の決算日は12月31日であり、久保孝ペイント株式会社の決算日は2月28日であります。連結計算書類の作成にあたっては、各社の決算日の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

満期保有目的の債券 償却原価法（定額法）

その他有価証券

時価のあるもの

主として決算末日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

時価のないもの

主として移動平均法による原価法

デリバティブ

時価法

たな卸資産

主として移動平均法による原価法

（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く） 主として定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。また、在外連結子会社は定額法を採用しております。

無形固定資産（リース資産を除く） 定額法

ソフトウェア（自社利用分）についてはグループ各社内における利用可能期間（主に5年）に基づく定額法を採用しております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権等の貸倒損失に備えて、国内会社は主として一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見積額を計上しております。在外連結子会社は、相手先毎に回収不能見積額を計上しております。

賞与引当金

当社及び連結子会社は、従業員の賞与支給に備えるため、原則として支給見積額を計上しております。

役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支出に備えるため、連結子会社の一部は、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) ヘッジ会計の処理

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理によっております。

(5) のれんの償却方法

20年以内の合理的な期間で定額法により償却を行っております。

(6) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債（または資産）は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

過去勤務費用については、主としてその発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として13年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、主として各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として13年）による定額法により発生翌連結会計年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整のうえ、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

会計方針の変更に関する注記

（平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用）

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 2016年6月17日）を当連結会計年度から適用し、2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、この変更に伴う当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響額は軽微であります。

表示方法の変更に関する注記

（連結貸借対照表）

前連結会計年度まで区分掲記して表示しておりました「電子記録債務」（当連結会計年度は、1,447百万円）は、金額的重要性が乏しいため、当連結会計年度より「支払手形及び買掛金」に含めて表示しております。

（連結損益計算書）

前連結会計年度まで区分掲記して表示しておりました「支払補償費」（当連結会計年度は、61百万円）は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より営業外費用の「その他」含めて表示しております。

追加情報

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 2016年3月28日)を当連結会計年度から適用しております。

連結貸借対照表に関する注記

- (1) 担保資産 38百万円
買掛金の一部の担保に供しているものは以下のとおりであります。
現金及び預金 20百万円
投資有価証券 18百万円
- (2) 有形固定資産の減価償却累計額 186,332百万円
- (3) 保証債務
以下の関係会社の金融機関からの借入金に対して保証を行っております。
KANSAI PAINT MIDDLE EAST FZCO 2,127百万円

連結株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の総数
普通株式 272,623,270株
- (2) 配当に関する事項
配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2016年6月29日 定時株主総会	普通株式	2,538百万円	9円50銭	2016年3月31日	2016年6月30日
2016年11月10日 取締役会	普通株式	2,840百万円	11円00銭	2016年9月30日	2016年12月2日

基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

2017年6月29日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

- ① 配当金の総額 2,840百万円
② 1株当たり配当額 11円00銭
③ 基準日 2017年3月31日
④ 効力発生日 2017年6月30日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入及び社債）を調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブは、為替変動リスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、海外で事業を行うにあたり生じる外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されておりますが、一部先物為替予約を利用してヘッジしております。投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、1年以内の支払期日であります。外貨建てのものについては、為替の変動リスクに晒されておりますが、一部先物為替予約を利用してヘッジしております。

資金調達については、短期借入金は主に営業取引に伴う資金調達であり、長期借入金及び社債は主に設備投資や投融資にかかる資金調達であります。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債権債務及び外貨建予定取引に係る為替の変動リスクを軽減するため、実需の範囲内で行っております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権については、営業管理部門及び財務経理部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社に準じた管理を行っております。

デリバティブ取引については、取引相手先を高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社グループは、外貨建ての営業債権債務については、通貨別月別に把握された為替の変動リスクに対して、一部先物為替予約を利用してヘッジしております。

有価証券及び投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引については、取引権限や限度額等を定めた管理規程に従い、担当部署が決裁担当者の承認を得て行っております。取引実績は、必要に応じ経営会議等に報告しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき、担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2017年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	53,027	53,027	—
(2) 受取手形及び売掛金	103,199	103,199	—
(3) 有価証券及び投資有価証券	66,281	66,281	—
資産計	222,508	222,508	—
(1) 支払手形及び買掛金	59,382	59,382	—
(2) 転換社債型新株予約権付社債	101,587	105,660	4,072
負債計	160,969	165,042	4,072
デリバティブ取引※	(71)	(71)	—

※デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、() で示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格または取引先金融機関等から提示された価格によっております。

負債

(1) 支払手形及び買掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 転換社債型新株予約権付社債

転換社債型新株予約権付社債の時価は、市場価格に基づき算定しております。

デリバティブ取引

取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

2. 非上場株式(連結貸借対照表計上額2,597百万円)及び関係会社株式(連結貸借対照表計上額36,133百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、(3) 有価証券及び投資有価証券には含めておりません。

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	984円50銭
1 株当たり当期純利益	93円16銭
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益	83円46銭

重要な後発事象に関する注記

(退職給付制度間の一部移行について)

当社は、2017年4月1日に確定給付企業年金制度の一部について確定拠出年金制度へ移行し、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」(企業会計基準適用指針第1号)を適用しております。

なお、本移行に伴う翌連結会計年度の損益に与える影響額については現在算定中であります。

企業結合に関する注記

共通支配下の取引等

1. 取引の概要

(1) 結合当事企業の名称及びその事業の内容

名称 KANSAI NEROLAC PAINTS LTD.

事業の内容 塗料製造業

(2) 企業結合日

2016年4月1日、2016年7月1日及び2016年10月1日

(3) 企業結合の法的形式

非支配株主からの株式取得

(4) 統合後企業の名称

変更はありません。

(5) その他取引の概要に関する事項

当社グループ内の連携の強化を進め、グループ全体の企業価値及び経営効率の更なる向上を図るため、KANSAI NEROLAC PAINTS LTD.の株式を追加取得いたしました。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 2013年9月13日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 2013年9月13日)に基づき、共通支配下の取引等のうち、非支配株主との取引として処理しております。

3. 子会社株式の追加取得に関する事項

取得原価及び対価の種類ごとの内訳

現金及び預金 5,206百万円

4. 非支配株主との取引に係る当社の持分変動に関する事項

- (1) 資本剰余金の主な変動要因
子会社株式の追加取得
- (2) 非支配株主との取引によって減少した資本剰余金の金額
4,497百万円

取得による企業結合

1. 企業結合の概要

- (1) 被取得企業の名称及びその事業の内容
被取得企業の名称 U.S. PAINT CORPORATION
事業の内容 自動車部品向け塗料及び工業用塗料全般の製造・販売
- (2) 企業結合を行った主な理由
北米地域での自動車部品及び工業用塗料の製造拠点の確保並びに、日系及び海外ユーザーへの事業拡大のため。
- (3) 企業結合日
2016年8月16日
- (4) 企業結合の法的形式
現金を対価とする株式取得
- (5) 結合後企業の名称
U.S. PAINT CORPORATION
- (6) 取得した議決権比率
株式取得直前に所有していた議決権比率 -%
企業結合日に取得した議決権比率 51.04%
取得後の議決権比率 51.04%
- (7) 取得企業を決定するに至った主な根拠
当社による現金を対価とする株式取得であります。

2. 連結財務諸表に含まれている被取得企業の業績の期間

2016年8月16日から2016年12月31日まで

3. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	5,246百万円
取得原価		5,246百万円

4. 主要な取得関連費用の内容及び金額

コンサルタント費用・手数料等 25百万円

5. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(1) 発生したのれん金額

25百万米ドル (2,613百万円)

(2) 発生原因

取得原価とU.S. PAINT CORPORATIONに係る当社持分相当額との差額をのれんとして処理しております。

(3) 償却方法及び償却期間

10年間にわたる均等償却

6. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	1,244百万円
固定資産	7,171百万円
資産合計	8,416百万円
流動負債	416百万円
固定負債	2,840百万円
負債合計	3,257百万円

7. のれん以外の無形固定資産に配分された金額及びその主要な種類別の内訳並びに全体及び主要な種類別の加重平均償却期間

商標権	1,508百万円	非償却
技術関連	927百万円	償却期間 10年
顧客関係	4,469百万円	償却期間 20年

8. 企業結合が連結会計年度開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

売上高	2,332百万円
営業利益	474百万円
経常利益	474百万円
税金等調整前当期純利益	467百万円
親会社株主に帰属する当期純利益	168百万円
1株当たり当期純利益	0.65円

(概算額の算定方法)

企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定して算定された売上高及び損益情報と当社の連結損益計算書における売上高及び損益情報との差額を影響の概算額としております。

なお、当該注記は監査証明を受けておりません。

取得による企業結合

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 ANNAGAB S.A. 他グループ会社38社 (HELIOS GROUP)
事業の内容 塗料の製造・販売事業を行うHELIOS GROUP各社の株式保有

(2) 企業結合を行った主な理由

欧州市場への本格参入及び同市場における事業拡大のため。

(3) 企業結合日

2017年3月31日

(4) 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

(5) 結合後企業の名称

ANNAGAB S.A.

(6) 取得した議決権比率

株式取得直前に所有していた議決権比率 -%

企業結合日に取得した議決権比率 100.00%

取得後の議決権比率 100.00%

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社による現金を対価とする株式取得であります。

2. 連結財務諸表に含まれている被取得企業の業績の期間

当連結会計年度末日をみなし取得日としているため、該当事項はありません。

3. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	42,733百万円
取得原価		42,733百万円

4. 主要な取得関連費用の内容及び金額

コンサルタント費用・手数料等 743百万円

5. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(1) 発生したのれん金額

284百万ユーロ (34,981百万円)

当該金額は、暫定的に算定された金額であります。

(2) 発生原因

取得原価とANNAGAB S.A.に係る当社持分相当額との差額をのれんとして処理しております。

(3) 償却方法及び償却期間

投資効果の発現する期間において均等償却する予定であります。なお、償却期間については算定中でありませ

6. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	29,715百万円
固定資産	23,461百万円
資産合計	53,177百万円
流動負債	10,929百万円
固定負債	33,887百万円
負債合計	44,817百万円

なお、取得原価の配分が完了していないため、受け入れた資産及び引き受けた負債の額は暫定的に算定された金額であります。

7. 取得原価の配分

当連結会計年度末において、企業結合日における識別可能な資産及び負債の特定並びに時価の算定が未了であり、取得原価の配分が完了していないため、その時点で入手可能な合理的情報に基づき暫定的な会計処理を行っております。

8. 企業結合が連結会計年度開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

売上高	44,575百万円
営業利益	4,324百万円
経常利益	1,696百万円
税金等調整前当期純利益	1,399百万円
親会社株主に帰属する当期純利益	656百万円
1株当たり当期純利益	2.53円

(概算額の算定方法)

企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定して算定された売上高及び損益情報と当社の連結損益計算書における売上高及び損益情報との差額を影響の概算額としております。

なお、当該注記は監査証明を受けておりません。

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2016年4月1日から
2017年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本								
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金				
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金			利 益 剰 余 金 合 計
					固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金		
当 期 首 残 高	25,658	27,154	0	27,154	3,990	7,173	23,136	86,253	120,553
当 期 変 動 額									
剰 余 金 の 配 当								△5,379	△5,379
固 定 資 産 圧 縮 積 立 金 の 取 崩						△418		418	-
当 期 純 利 益								18,688	18,688
自 己 株 式 の 取 得									
自 己 株 式 の 処 分			0	0					
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)									
当 期 変 動 額 合 計	-	-	0	0	-	△418	-	13,727	13,309
当 期 末 残 高	25,658	27,154	0	27,154	3,990	6,755	23,136	99,981	133,862

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	△4,837	168,529	23,252	23,252	191,782
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当		△5,379			△5,379
固 定 資 産 圧 縮 積 立 金 の 取 崩		-			-
当 期 純 利 益		18,688			18,688
自 己 株 式 の 取 得	△20,011	△20,011			△20,011
自 己 株 式 の 処 分	0	0			0
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)			5,543	5,543	5,543
当 期 変 動 額 合 計	△20,011	△6,701	5,543	5,543	△1,158
当 期 末 残 高	△24,848	161,828	28,796	28,796	190,624

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

有価証券

満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの

決算末日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

時価のないもの

移動平均法による原価法

デリバティブ

時価法

たな卸資産

主として移動平均法による原価法

（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。）

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く） 定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

無形固定資産（リース資産を除く） 定額法

ソフトウェア（自社利用分）については社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権等の貸倒損失に備えて一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見積額を計上しております。

賞与引当金

従業員に支給する賞与の支出に充てるため、支給見積額を計上しております。

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各期の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13年）による定額法により発生の翌期から費用処理しております。

(4) ヘッジ会計の処理

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理によっております。

(5) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜処理によっております。

会計方針の変更に関する注記

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 2016年6月17日)を当事業年度に適用し、2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、この変更に伴う当事業年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前純利益に与える影響額は軽微であります。

追加情報

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 2016年3月28日)を当事業年度から適用しております。

貸借対照表に関する注記

- | | |
|-------------------------------------|-----------|
| (1) 有形固定資産の減価償却累計額 | 92,473百万円 |
| (2) 保証債務 | |
| 以下の関係会社の金融機関からの借入金に対し保証を行っております。 | |
| KANSAI PAINT MIDDLE EAST FZCO | 2,127百万円 |
| (3) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務(区分表示したものを除く) | |
| 短期金銭債権 | 54,186百万円 |
| 長期金銭債権 | 1,129百万円 |
| 短期金銭債務 | 3,695百万円 |

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高	131,958百万円
仕入高等	31,905百万円
営業取引以外の取引による取引高	5,241百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式

14,399,701株

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

たな卸資産評価減	42百万円
貸倒引当金	856百万円
投資有価証券時価評価に係る否認	774百万円
ゴルフ会員権時価評価に係る否認	54百万円
未払費用否認	137百万円
未払事業税	203百万円
賞与引当金	838百万円
退職給付引当金	1,992百万円
その他	285百万円

繰延税金資産小計 5,185百万円

評価性引当額 △842百万円

繰延税金資産合計 4,343百万円

繰延税金負債

前払年金費用	2,121百万円
固定資産圧縮積立金	2,979百万円
有価証券評価差額	12,150百万円

繰延税金負債合計 17,251百万円

繰延税金負債の純額 12,908百万円

関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	関西ペイント販売 (株)	所有 直接 100.00%	当社の塗料等の 販売 役員の兼任	自動車用塗料等 の販売	88,607	売掛金	34,689
				資金の借入 資金の返済	2,000 100	関係会社短期借 入金	5,400
	関西ペイントマリ ン(株)	所有 直接 100.00%	当社の塗料等の 販売	船舶用塗料の販 売	7,387	売掛金	3,902
	HELIOS COATINGS GMBH	所有 間接 100.00%	資金の援助	資金の貸付	33,084	関係会社長期貸 付金 流動資産その他	29,966 2,874

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (1) 各種塗料の販売については、市場価格等を参考にして、両者協議の上決定しております。
- (2) 資金の貸付及び借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
- (3) 売掛金には見本帳等有償支給分を含んでおります。
- (4) 上記「取引金額」には消費税等は含んでおりません。
- (5) 2017年1月にNKMコーティングス株式会社は関西ペイントマリン株式会社に変更いたしました。

1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	738円22銭
1株当たり当期純利益	71円80銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	65円30銭

重要な後発事象に関する注記

(退職給付制度間の一部移行について)

当社は、2017年4月1日に確定給付企業年金制度の一部について確定拠出年金制度へ移行し、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」(企業会計基準適用指針第1号)を適用しております。

なお、本移行に伴う翌事業年度の損益に与える影響額については現在算定中であります。

企業結合に関する注記

「連結注記表【企業結合に関する注記】」に記載しているため、注記を省略しております。

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。